

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）
第八条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり和解したの
で、同条第二項の規定により報告する。

令和二年二月十七日

江戸川区長 齊藤 猛

和解調書(総括表)

No.1

債権の名称(担当部課)	和解額	和解の件数
江戸川区生活一時資金貸付金 (生活振興部地域振興課)	911,689 円	3 件
江戸川区三世代同居住宅資金貸付金 (福祉部福祉推進課)	9,535,379 円	3 件
江戸川区母子福祉生活一時資金貸付金 (子ども家庭部子ども家庭支援センター)	136,944 円	1 件
合 計	10,584,012 円	7 件

和解調書

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金
 担当部課 生活振興部地域振興課

No.2

番号	和解額	和解日	和解の内容				
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	当事者
1	225,304 円	令和元年10月7日	東京簡易裁判所 令和元年(ハ)第29783号	平成28年2月22日	元金 192,000 円 利息金 8,200 円 遅延損害金 25,104 円	令和元年11月から令和3年8月まで 毎月10日限り 10,000円ずつ 令和3年9月10日限り 5,304円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者) 被告 横浜市民 (連帯保証人)
2	413,508 円	令和元年11月11日	東京簡易裁判所 令和元年(ハ)第29784号	平成26年3月19日	元金 310,000 円 利息金 14,800 円 遅延損害金 88,708 円	令和元年12月から令和4年2月まで 毎月末日限り 15,000円ずつ 令和4年3月末日限り 8,508円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
3	272,877 円	令和元年9月30日	東京簡易裁判所 令和元年(ハ)第29785号	平成27年11月18日	元金 231,000 円 利息金 9,100 円 遅延損害金 32,777 円	令和元年10月から令和3年12月まで 毎月末日限り 10,000円ずつ 令和4年1月末日限り 2,877円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者) 被告 墨田区民 (連帯保証人)
小計	911,689 円	/	/	/	/	/	/

債権の名称 江戸川区三世代同居住宅資金貸付金

担当部課 福祉部福祉推進課

番号	和解額	和解日	和解の内容				
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	当事者
1	1,316,591 円	令和元年10月28日	東京簡易裁判所 令和元年(ハ)第30151号	平成14年5月1日	元金 0 円 利息金 126,391 円 遅延損害金 1,190,200 円	令和元年11月から令和5年5月まで 毎月末日限り 30,000円ずつ 令和5年6月末日限り 26,591円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者) 被告 墨田区民 (連帯保証人)
2	4,921,238 円	令和元年10月17日	東京地方裁判所 令和元年(ワ)第20260号	平成7年3月20日	元金 2,519,705 円 利息金 169,033 円 遅延損害金 2,232,500 円	令和元年11月末日限り 2,519,705円 令和2年1月から令和6年12月まで 毎月末日限り 40,000円ずつ 令和7年1月末日限り 1,533円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者) 被告 船橋市民 (連帯保証人)
3	3,297,550 円	令和元年10月9日	東京地方裁判所 令和元年(ワ)第20811号	平成17年3月30日	元金 2,578,957 円 利息金 148,535 円 遅延損害金 570,058 円	令和元年10月から令和7年2月まで 毎月末日限り 50,000円ずつ 令和7年3月末日限り 47,550円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
小計	9,535,379 円						

債権の名称 江戸川区母子福祉生活一時資金貸付金

担当部課 子ども家庭部子ども家庭支援センター

No.4

番号	和解額	和解日	和解の内容				
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	当事者
1	136,944 円	令和元年10月7日	東京簡易裁判所 令和元年(ハ)第29781号	平成28年2月19日	元金 120,000 円 遅延損害金 16,944 円	令和元年11月から令和3年8月まで 毎月末日限り 6,000円ずつ 令和3年9月末日限り 4,944円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民（債務者）
小計	136,944 円						